

Title	一人會社について (二)
Sub Title	
Author	津田, 利治(Tsuda, Toshiji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1949
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.22, No.1 (1949. 1) ,p.31- 38
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19490101-0031">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19490101-0031</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 一人會社について (二)

津 田 利 治

## 二 つ づ

一〇 先に指摘した如く、商法四〇四條改正の目的には二つあつて、一は株主員數最低七人といふことを會社存續の要件をたらざるものとすること、他の一は一人會社の存續を認むること、であるが、此の二つの改正目的はそれぞれ獨立した理由に基くものである。そして之れまで述べた所によつて、そこに扱つた改正の諸理由は何れも右第一の改正目的のための理由であつて、第二の一人會社を認めるといふための理由とはならないものであることを明かにした積りである。

然らば改正商法が一人會社の存續を認めんとする理由は何處にあるか。それは松本博士の説かれる如く「我邦に於ても事實上或二會社又は一個人が會社株式の全部を所有する一人會社は相當多數存在してゐる。此の場合に於ては名義上他の數人の株主を設け、其の株券に白紙委任狀を附して自己の手に納めて置くのである。既に此の如き一人會社

の事實上の存在あり且つ之を認むる實用ありとすれば、此の際一層のこと一人會社を公認すべきである、と謂ふ、此の一點に外ならないのである。

即ち一人會社は、無記名株を發行した場合に株主員數を確定し得ないとか、株式會社の存続のために株主員數を問題とする必要がないとか云ふ、謂はゞ從來の株式會社法に内在する矛盾を解決するために、之を認めることになつたのではない。それどころか、一人會社と云ふことそれ自體が論理的には返つて一つの矛盾なのである(1)。「一人」と云ふこと「會社」と云ふことは本來相親まざる觀念なのであつて、之を取えて結合しやうと云ふ所に論理的な困難がある。それにも拘らず、實際社會は概念の遊戯場ではないから(2)、董人形を用ひて事實上一人會社を勝手に作り上げてゐるのであつて、右の如き論理的困難などに拘つてはゐない。

従つて問題は一人會社なるものを概念的に承認し得るか否かに在るのではなくして、現に事實上存在してゐる所の、又將來も續出するであらう所の一人會社を法律上如何に取扱ふべきかと云ふことに在る。立法者は之を禁止すべきか、放任すべきか、或は認許すべきか、といふことである。

そして若し一人會社を認めると云ふことになれば、それは結局個人企業の有責任制を認めることになるのであつて、從來の私法理論に對する重大なる變革を意味する。故に若し立法者が從來の私法理論を固執するならば、一人會社は當然之を禁止すべきであつて、之がためには、株式會社に於ても株主一人と爲りたる時は會社は解散すべく、董人形を用ひた實質上の一人會社は之に反する脱法行爲として、一方に於てはその關係者に刑罰の制裁を課すると共に、更に斯る會社の解散を命じ(3)、且つ會社債務につきその一人株主及び董人形になつた者に直接連帶無限の責任を負はしめると云ふ様な嚴格な方法が採られるべきである。

然しながら、個人企業の有限責任化は果して今日尙ほ禁止すべき事柄であらうか。近代企業の特質(4)、から考へても、既に従来の私法原則に變更を加へる時期に到達してゐるのではなからうか。勿論之を認めるについては、債權者保護の點に於て遺漏なきことを要する。けれども、此の點にさへ充分の注意を拂つたならば、有限責任の個人企業を認めても、別に取引の安全を害する様なことはないであらう。そして株式會社法に於ける債權者保護の規定は極めて周到であつて(6)、此の規定が個人企業の場合にも總て適用されることになるならば、假令營業主の責任が有限になつても、債權者保護はそれでよいとしなければならない。且つ現に菓人形による實質的な一人會社が株式會社として多數存在するのであつて、前記の如くにして之を禁止して見ても、その實效に大した期待が持てないとするならば、返つて一人株式會社を正面から認許した方が適當である。斯くて現行商法は株式會社について一人會社を認めることになつたのである。

然し、既にここまで來たならば、何故に個人企業の有限責任化のために株式會社の殻を破らなければならない様にして置く必要があるであらうか。現在の所では是非とも先づ七人以上の者を以て株式會社を設立した上で、總株式を譲受けるか、又は既存の株式會社を買収して(所謂 *Mantalkauf*) 一人會社を作ることが必要である。然し結局一人會社の存立を認めたのであるから、初めから一人會社として設立する途を與へず置く必要はない様であるし、且つ實質は個人企業なのであるから、わざわざ之に株式會社の外被をつけなければ、有限責任の利益を賦與しないと云ふのも妙なことである。故に立法論としては、單に一人會社を認めて置けばよいと云ふのではなくして、「單獨營業の有限責任に關する法律」と云つたものの立案研究を爲すべきであると思ふ(6)。現行法上はただ當面の實際上の事實に辻褄を合はせると云ふ不徹底な態度を以て、株式會社についてのみ一人會社を認めることになつてゐるに過ぎない。

い。而も疑を避けるために、特にその旨の規定を設けると云ふ用意をすら、故らに回避してゐるのは、誠に遺憾と言はなければならぬ。

註 1 Brodmann, a. a. O.

2 Baumbach, AG. Anh. § 124. Ders. GmbHG. Anh. § 16.

3 一會社が會社又は役員が行爲によつて損害を生じてゐるならば、前五八條二項により現行法上でも會社の解散を命じ得る（小町谷商法講義一巻四二五頁）。

4 二参照。

5 現行株式會社法に於て債權者保護の點から最も遺憾なのはその資本金額の最低限を規定してゐないことである（七参照）

6 Prisko, Die beschränkte Haftung des Einzelkaufmanns, Grünhut Z. Bd. 37, S. 639.

一一 外國に於て、一人會社の問題が特に取上げられてゐるのは、獨逸に於てである。彼國では、我現行商法と同様に、株式會社につき株主員數が一定限以下になつたことを、法定の解散事由としてゐないので（1）、學說及び判例は從來一般に總株式が一人の株主の手に歸しても、會社は解散しないと解してゐる。尤も古くは株主一人となつては會社は存立し得ないとの説も行はれてゐたが（2）、近來では多少の疑義を残す者がある程度であつて（3）、殆ど總ての學者は一人株式會社の存續を是認してゐる（4）。一人會社の本質の理解の仕方には色々の意見があるが、之を認めるか否かの問題は殆ど舊套自明のものとしてゐる如くであつて（5）、此の點については慣習法の存在すら主張されてゐる位である（6）。一九三一年の株式法草案一七七條二項は明文を設けて、株式總數が一人の所有となつても、會社は解散しない旨を規定してゐたが、一九三七年の株式法では之を當然の事として削除してゐる（7）。尤もナチス政權下に於て、經濟に於ける匿名制の排除と個人責任の確立と云ふことが強調され、之等の原則と一人會社を認めること

との矛盾が指摘されてゐるが、一人會社による有限責任制の濫用は、主として小規模の會社、就中有限會社に於て行はれるものであるし、一方株式法に於ては、株式會社の資本最低額を原則として五十萬馬克に制限したので(同法七條一項)、その弊害は著しく除去されることになつた。そこで論議の末、一人會社の制度はそのまま、是認することに決着したのである(8)。尙ほ獨逸に於ける一人會社は、株式會社の外、株式合資會社(9)、有限會社にも認められてゐることは既に述べた。そして一人會社の主たる實用性は有限會社の場合にあるものの如くである(10)。

英國に於ては、株式會社の設立には、一般には七人以上、私會社 Private company の場合には二人以上を必要とすると共に (Companies Act, 1929, Sect. 1)。一旦設立された後に於ても、株主員數が此の人數以下に減るときは、會社は解散し、裁判所はその清算を命ずることが出来る (Co. Act, Sect. 168) (11)。且つ同法二八條に依れば、株主員數が法定最下限を割つたことを知りながら、六ヶ月以上會社の營業を繼續した場合には、その間に會社の負擔してゐた一切の債務につき、その株主が直接に無限責任を負ふべきものとしてゐる。従つて法律の規定の正面からは一人會社の存在を許さない譯であるが、有名なる Salomon v. Salomon & Co., 1897, App. Cas. 22. 事件以來、菓子形を用ひた實質上の一人會社 one man company を適法なるものとし、且つその一人の株主と會社そのものとは、法律上別個の權利主體たることを認められてゐる(12)。此の判例以來、此の種の一人會社が相當の勢を以て跋扈したものと見え、一九〇七年の Companies Act は特に私會社の制度を創設して、その需要に應ずると共に Companies Consolidation Act, 1908, Sect. 129 IV に於て菓子形禁止の規定を設くるに至つた(13)。それでもまだ一人會社の増勢を阻止することは出来なかつた模様である。一方一人會社に刺戟されて出來た私會社の制度は其の後、Companies Consolidation Act, 1908, Sect. 121. を經じ、Companies Act, 1929, Sect. 26. に受けつがれて今日に至つてゐる(14)。

佛國に於ては、株主員數が七人未滿となつて、一年間を経過するときは、利害關係人の請求により、裁判所は解散を命ずることを得ることになつてゐる。従つて此の解散命令あるまでの中間に於ては、株主七人未滿の株式會社の存立を許してゐる譯であるが、學説は一般に、株主一人となれば法律上當然に解散するものと見てゐる。

その他の諸國では、極めて區々であるが、株主員數が一定數以下になつたことを法定の解散事由とするものは少くない(例へば、その最低を十人とするもの——ポルトガル、セルビア。七人とするもの——ベルギー、ルクセンブルグ、ブラジル。六人とするもの——リトアニア。五人——トルコ、ベルシア、スエーデン。三人——デンマルク、ノールウエー、フィンランド、スキス)。尤も之等の内には一定期間内に株主を補充して解散を免れ得ることになつてゐるものもある(その期間を三ヶ月とするもの——ノールウエー、スエーデン、デンマルク。六ヶ月——フィンランド、ブラジル、ベルギー、ルクセンブルグ、ポルトガル。一年——トルコ、ベルシア)。此の期間を徒過したときは、或は當然解散するものとし或は解散の決議を爲すことを命ぜられ(フィンランド、ノールウエー、デンマルク)、或は利害關係人から解散の請求を受ける(ベルギー、ルクセンブルグ、ポルトガル、トルコ、ベルシア、スキス)。そして會社が此の期間を超えて營業を繼續するときは、ブラジルに於ては取締役及び株主全員が、オランダ、デンマルク、フィンランド、チリに於ては悪意の株主、取締役が、ノールウエーでは一ヶ月以上營業の繼續を知つてゐた者が會社債務につき、直接に連帯して辨済の責に任ずることになつてゐる。而も之等諸國の大多數にあつては、株主一人となつた場合には、法律に特別の規定がなくても、當然その株式會社は解散するものと解せられてゐる。

之に反し獨逸に於けると同じ様な工合に一人會社を認めるものに、オーストリアがある。更にリヒテンシュタインでは、一人會社、殊に設立當初からの一人會社を認めたるのみならず、個人營業にして有限責任なるものをも許して

ある(16)。然るに同じ獨法系でも、ブルガリアの如きは有限會社については明文を設けて一人會社は解散すべきものとしたが、株式會社については特別に之を解散事由として規定しなかつた點は、全く我國と歩調を一にしてゐる。イタリイは大體佛法系でありながら、株式會社につき一人會社を認めるのが通説であり、有限會社については一人會社を認めつつ、その社員は無限責任を負ふものと解せられてゐる。又英法系の中でも、アメリカ合衆國に於ては、一人會社の存立は許されるものと解せられてゐる模様である(16)。

斯様に諸外國に於ける實例は、誠に千差萬別であつて、一人會社に關する立法上の世界的な傾向と謂つたものはまだ看取することが出来ない。英獨佛三大法系別に見ても、その間に特別な傾向は掴み得ない。大體に於ては一人會社の存立を認める立法例の方がむしろ少數であつて、我改正商法の立案者が、外國の先例に倣つたと云ふのは、世界的な一般潮流に順應したといふよりは、寧ろ獨逸の先例に倣つたといふのが真相に近いのである。

註 1 HGB. § 292. AG. § 208.

a) Endemann, Handbuch d. HR. I Bd. 1881. S. 651.

b) Brodmann, AR. S. 485. Ketzaroff, a. a. O. S. 98 ff.

c) Wieland, HR. I Bd. S. 508. 其の他 1 の註所掲參照。

d) Ketzaroff, a. a. O. S. 100.

e) J. v. Gierke, a. a. O. S. 388.

f) Krausung, AG. S. 181. Anml. Begr. z. §§ 203-215. Ritter, AG. 1899. S. 581.

g) Klausung, a. a. O. Ders., Das Kommande AR. DJZ. 1985. S. 1137 ff. 大隅、八木、大森、獨逸商法 1 株式法四六四頁(現

代外國法典叢書)。

9 株式合資會社が一人會社となると云ふのは、その唯一の無限責任社員が總株式を取得する場合である。我商法上斯様な場合には



會社解散することになつてゐるので(商四六九條一項、一四七條、九四條、尙ほ四七一條參照)、此の方法によつても株式合資會社の一人會社を出現せしめ得なす。

20 Wieland, a. a. O. S. 509. J. v. Gierke, a. a. O. S. 388.

21 Curti, *Englisches Zivil- u. Handelsrecht*. Bd. II. S. 348.

22 此の事件に於て認められた事案と云ふのは、或る Salomon なる皮革商人が彼及びその妻子等六人と共に組織した株式會社 Salomon & Co. に、その營業を譲渡したと云ふのであるが、その會社の株式總數二萬株の内、妻子等六人には各一株宛を割當つ、殘餘の株式は全部自身自身之を引受けたのである。即ち妻子等六人は單に名目上の黨人形たるに過ぎないのであるが、それでも法律の要求する七人——當時はまだ二人で設立し得る私會社の制度はなかつた——と云ふ最低限の員數を揃へてゐる點は、殊に我國に於て論ぜられてゐる一人會社とは異なるものである。Feine, a. a. O. S. 429. Friedländer, *Konzerrecht*, S. 126.

23 Wieland, HR. Bd. II. S. 388.

24 Cornell & Wilkinson, *Companies and Company Law*. 5. ed. 1937. p. 173.

25 Liechtenstein ZGB. 1926. Art. 637 ff. 834 ff. Beck, ZHR. Bd. 89. S. 218 ff. Wieland, HR. Bd. II. S. 385. Anm. 1.

26 等國の株式會社の總てのことは、Hallsstein, *Die AR. d. Gegenwart*. S. 356. Wieland, HR. Bd. I. S. 508. Bd. II.

S. 387. Friedländer, *Konzer R.* S. 125. Feine, a. a. O. S. 429. J. v. Gierke, a. a. O. S. 338. Kataroff, a. a. O. S.

101. Hamburger, *AG. Rechtsvergleichendes Handwörterbuch f. d. Zivil- u. Handelsrecht*, Bd. II. S. 129, 139. 2等

の資料に現はれた以後の最近の事情は知り得なす。